

令 和 7 年 度  
第 9 回 議 事 錄

笠岡市農業委員会

7 . 12 . 2

第 9 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年12月2日 午前 9時00分

2 開会日時 令和7年12月2日 午前 9時00分

3 閉会日時 令和7年12月2日 午前 9時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
1	鹿嶋 耕三	出	8	櫛田 繁造	出
2	仁井名 雅子	出	9	佐内 繁文	出
3	天野 平之進	出	10	片岡 芳和	出
4	北村 昌三	出	11	仁科 智之	出
5	梶田 宏一	出	12	守屋 映男	出
6	西江 務	出	13	和田 晃佳	出
7	大平 貴之	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上 百生	推進委員	藤田 潔
推進委員	藤原 美代子	推進委員	大平 章之
推進委員	林 和美	推進委員	枝木 俊彦
推進委員	大本 憲治	推進委員	守屋 芳明
推進委員	重見 信夫	事務局長	前原 成紀
推進委員	岡田 晴次	主事	山部 俊貴
推進委員	西山 雅子	主事	小川 航平
推進委員	西江 敬一	主事補	升谷 公祐

	氏名		氏名
傍聴人			

## 6 提出議案

議案番号	議題
議案第30号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第33号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第22号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況
報告第23号	農作業等受委託契約書の受理について報告書の受理について
報告第24号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
その他	

## 7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

## 8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

1番委員

6番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から、令和7年度第9回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それではただ今から、第9回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を1番鹿島委員さん、6番西江委員さん、よろしくお願ひします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、議案第30号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー48号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー48号でございます。○○から○○に参ります3条の賃貸借権設定(1年間)でございます。 本案件は、規模縮小を図る譲渡人から農地を貸渡すものです。 譲受人は千拓で耕作及び畜産を営んでおり、農機具は多数所有しております。農業には申請者とその家族が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は○反ほどありますが、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー49号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー49号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転

	<p>(売買) でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので</p> <p>す。</p> <p>譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されており</p> <p>ます。農機具は草刈機、軽トラックを所有しております。農業には本人のみ</p> <p>従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、</p> <p>農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初め</p> <p>てだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件</p> <p>はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につ</p> <p>いて」ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー4号でございます。○○によります4条の許可申請でございます。</p> <p>申請地は○○地区の畠○筆、農地区分は第2種農地、転用目的は墓地でござ</p> <p>ります。</p> <p>申請者は、○○地区○番に墓地を所有しておりましたが、山中であり、急な</p> <p>坂道を上らなければ行けないため、加齢とともにお参りが難しくなり、申請</p> <p>地に移設したとのことです。申請地であれば、自宅に隣接しているため、管</p> <p>理やお参りが容易であるとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る</p> <p>事業の目的を達成することができると認められないと判断できるため、許可</p> <p>妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成等は行わないため、</p> <p>流出はないと思われます。雨水は既存水路へ接続し、生活雑排水は発生しな</p> <p>いため、排水については問題ないとと思われます。また、墓地の高さは2mほ</p> <p>どであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は举手をお願いします。          (全員举手)</p> <p>举手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー5号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー5号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆で、農地区分は農用地区域内農地、転用目的はソーラーシェアリング（営農型発電設備），施設の概要は基礎（フランジ），パワコン，電柱，ポンプでございます。</p> <p>本案件は、太陽光発電設備の下部にてブルーベリーを栽培、収穫する計画で初回は令和〇年〇月〇日より5年間、前回は令和〇年〇月〇日より3年間の一時転用の許可を得ていた営農型発電設備の再許可申請でございます。</p> <p>下部の農地での収量については、報告第22号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の受理について」にて上程しておりますが、本案を審議する上で必要な情報だと思いますので、この場で説明をさせていただきます。</p> <p>今回の報告期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日でございます。設備下部の農地にて、当初計画通りブルーベリーを栽培、収穫しております。現時点においては十分な収穫量を得られているとの申告がありました。さらに本格的に収穫できるにはもう数年かかる見込みであるとのことです。事実、今年の収穫量は昨年の約2倍となっており、整枝・剪定・施肥・摘果等の栽培管理が計画的に行われていることは当報告書及び現地にて確認できるため、当報告書を受理しております。</p> <p>状況報告書の内容から、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められるため再許可は妥当と思われます。</p> <p>周囲への被害防除計画については、現状同様に行っていくとのことで問題ありません。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー28号を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー28号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(2年6ヶ月間)でございます。申請地は〇〇地区の畠〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は事業資材設置用地でございます。</p> <p>借受人は、申請地を事業資材設置用地として転用したいとのことです。</p> <p>借受人は、6月に農地法施行規則第29条による届出を提出して申請地に資材を設置しておりました。このたび、余剰農地を貸し付けることになったので、実際に耕作可能な面積を計測したところ、6月に申請した一時転用の面積が計画時と異なっていたため、改めて、一時転用申請を提出するものです。申請地は農用地区域内農地ですが、工事に係る当該農地の転用期間は3年以内であり、期間満了までに原状回復するものであるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成等は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、資材の高さは約2mほどであり、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー29号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	ナンバー29号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の畠〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場でございます。

	<p>譲受人は、申請地を露天駐車場として転用したいとのことです。</p> <p>譲受人は、これまで〇〇地区〇番地を駐車場として利用しておりましたが、新たに、駐車場を確保する必要があるとのことです。拠点から 5 km 圏内で、大型車両が通行可能な道路に接している土地を探したところ、立地条件がよく、短時間で工事を完了できる土地は申請地以外にはなかったとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界部分に石積があるため、流出はないと思われます。雨水は東側に自然勾配を設け、沈殿枠を経由し既存水路へ接続し、生活雑排水はないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー30号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー30号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区的畠〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。</p> <p>譲受人は、隣接地である〇〇地区〇番だけでは必要な出力分の装置を設置できないため、申請地とあわせて十分な面積を確保したいとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成等は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水はないため、排水については問題ないと思われます。また、周囲は山林化しているため、周</p>

	<p>囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、本案件については、許可を得ることなく着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー31号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー31号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(贈与)でございます。申請地は〇〇地区の畠〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとことです。</p> <p>申請地は第3種農地であるため許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、造成等は行わないため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、適切な距離を設けて設置するため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー32号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	ナンバー32号でございます。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の畠〇筆、

	<p>農地区分は第3種農地、転用目的は分譲産業用地でございます。</p> <p>譲受人は、申請地を分譲産業用地として転用したいとのことです。</p> <p>申請地は第3種農地であるため許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界部分には擁壁を設置するため、流出はないと思われます。雨水は排水路及び集水枠を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は市の公共下水道に接続し、直接既存の排水路に放流しないようするため、排水については問題ないと思われます。また、隣接地は山林等であり、耕作されている農地はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第33号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本計画案は、令和8年1月27日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5年の設定対象筆数が5筆、設定対象面積が4,830m<sup>2</sup>、設定対象人数が3人となっております。</p> <p>これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区、○○地区については問題ありません。よろしくお願ひします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第22号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の受理について」、報告第23号「農作業等受委託契約書の受理について」報告第24号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告について」ですが、関係委員の皆さんには、今後の農地の活用について、ご指導の</p>

	<p>ほどよろしくお願いいいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 1月9日(金)午後14時30分から <u>第1会議室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・次回申請書締切日 12月12日（金），議案発送日 12月19日（金）</li><li>・先進地視察研修について</li><li>・新年会について</li></ul> <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>